

(目的)

第一条 この規程は、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）の業務に伴う預り金等の横領の被害者に対し裁量的に支給する依頼者見舞金について支給手続等必要な事項を定めることにより、本会の財政の健全性を確保しつつ、被害者の精神的及び財産的被害の緩和を図り、もって共同法人並びに弁護士会及び本会に対する市民の信頼を維持し、共同法人制度の健全な発展に寄与することを目的とする。

(依頼者見舞金の支給)

第二条 本会は、共同法人の業務に伴い、依頼者又は依頼者に準ずる者として規則で定める者（いずれも自然人に限る。以下「依頼者等」という。）が、弁護士による横領（以下「対象行為」という。）によって財産を失ったときは、この規程の定めるところにより、当該依頼者等に対し、依頼者見舞金を支給することができる。

2 本会は、前項の規定により依頼者見舞金の支給を受けることができる依頼者等（以下「対象被害者」という。）が次条第一項の支給の申請をする前に死亡したときは、その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、対象被害者の死亡の当時当該対象被害者と同居し、又は生計を同じくしていたもの（以下「承継人」という。）に対し、依頼者見舞金を支給することができる。

3 前項の規定により依頼者見舞金の支給を受けることができる者の順位は、同項に規定する順序による。この場合において、同順位者が二人以上あるときは、その一人がした支給の申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

4 前三項の規定にかかわらず、本会は、次に掲げる場合には、依頼者見舞金を支給しない。

- 一 対象行為により対象被害者が失った財産の額が三十万円以下である場合
- 二 対象行為により対象被害者が失った財産の一部について填補又は賠償がされた場合であつて、填補又は賠償がされない部分の額が三十万円以下であるとき。

三 対象行為により対象被害者が失った財産について、対象行為をした者に填補又は賠償をする資力のあることが明らかである場合

四 対象行為により対象被害者が失った財産について、対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた共同法人（対象行為後に法人の種類の変更があつた場合においては、種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人を含む。次条第二項第四号及び第六条第一項第二号を除き、以下同じ。）又は当該共同法人の社員で外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号。以下「外国弁護士法律事務取扱法」という。）第八十条第一項において準用する弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の十五の規定により当該共同法人の債務につき責任を負うものに填補又は賠償をする資力のあることが明らかである場合（対象被害者が当該共同法人の依頼者等である場合に限る。）

5 第一項から第三項までの規定にかかわらず、本会は、次に掲げる場合には、依頼者見舞金を支給しない。ただし、第一号又は第二号に規定する期間内に申請をしなかつたことにつき相当の理由があり、かつ、本会の財政状況、事案の性質、他の対象被害者との均衡等を勘案し特段の必要があると認めるときは、この限りでない。

- 一 対象被害者が対象行為により財産を失つたことを知った時から三年を経過して申請をした場合
- 二 対象行為の時から五年を経過して申請をした場合

(支給の申請)

第三条 依頼者見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる弁護士会のいずれかを經て、本会に対し、支給の申請をしなければならない。

- 一 対象行為をした者が対象行為をした当時所属していた弁護士会
- 二 前号の弁護士会が分からない場合は、対象行為をした者が現に所属する弁護士会
- 三 第一号の弁護士会が分からない場合であつて、対象行為をした者が弁護士でなくなつたときは、対象行為をした者が最後に所属した弁護士会
- 四 共同法人の依頼者等である対象被害者又はその承継人において対象行為をした者が分からない場合は、当該共同法人の法律事務所が所在する地域の弁護士会（その地域内に二個以上の弁護士会があるときは、当該共同法人が所属する弁護士会）
- 五 前号に規定する場合において、当該共同法人が解散し、清算終了しているときは、当該共同法人が清算終了する時に所属した弁護士会

2 支給の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第五号及び第六号に掲げる事項を疎明する資料を添付してしなければならない。

- 一 申請の年月日
- 二 申請者の住所、氏名及び電話番号

三 申請者が承継人である場合にあつては、対象被害者の住所、氏名及び死亡の年月日並びに対象被害者との関係
四 対象行為をした者の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもって
足りる。以下同じ。）及びその者が対象行為をした当時所属していた共同法人の名称（前項第四号及び第五号に
規定する場合にあつては、対象被害者が依頼者等としての関係を有していた共同法人の名称を記載することをも
つて足りる。）

五 申請者が対象被害者又はその承継人であることを基礎付ける事実

六 対象行為により失った財産の額

七 対象行為により失った財産の一部について填補又は賠償がされた場合における当該填補額又は賠償額

八 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第六条第一項の規定による通知をした場合における当該通知を受けた者からの同項第二号に掲げる対象行為をし
た者についての支給の申請は、同項第三号に掲げる支給申請期間を経過したときは、することができない。

4 第七条の規定による公告をした場合は、第六条第一項第二号に掲げる対象行為をした者についての支給の申請は、
同項第三号に掲げる支給申請期間を経過したときは、することができない。

5 前二項の規定にかかわらず、第六条第一項の規定による通知及び第七条の規定による公告をした場合において、
当該通知に係る支給申請期間と当該公告に係る支給申請期間が異なるときは、第六条第一項第二号に掲げる対象行
為をした者についての支給の申請は、次に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める支給申請期間を経過した
ときは、することができない。

一 公告前にした通知に係る申請者 公告に係る支給申請期間

二 公告後にした通知に係る申請者 通知に係る支給申請期間

（申請の受理）

第四条 本会は、依頼者見舞金の支給の申請があつたときは、速やかに、申請書及び添付資料を点検し、不備がある
ときは、申請者に補正を求めるとする。

2 本会は、申請者が補正に応じないとき、又は不備が補正することのできないものであるときは、支給の申請を受
理しない。

3 本会は、前項の規定により支給の申請を受理しないときは、申請者に対し、その旨を通知する。

（調査）

第五条 会長は、依頼者見舞金の支給の申請を受理したときは、速やかに、依頼者見舞金調査委員会（以下「調査委
員会」という。）を設置し、又は既に設置された調査委員会に通知し、当該支給の申請に係る事案の調査を担当さ
せる。

2 調査委員会は、担当する事案について、申請者が対象被害者又はその承継人と認められるか否か、認められる場
合は対象被害者が対象行為により失った財産の額（当該財産の一部について填補又は賠償がされた場合にあつては、
填補又は賠償がされない部分の額。以下同じ。）、「対象行為の時点その他第二条第五項に規定する事項等に関する
調査を行う。

3 調査委員会は、前項の調査を行うおうとするときは、対象行為をしたとされる者に対し、その旨を通知し、相当の
期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、対象行為をしたとされる者の住所、
居所その他通知をすべき場所が知れないときは、日本弁護士連合会会則第十八条第三号の規定により弁護士名簿に
記載され、又は記録された事務所又は住所（対象行為をしたとされる者が弁護士でなくなった場合にあつては、弁
護士名簿に記載され、又は記録された最後の住所）に宛てて通知を発すれば足りる。

4 第二項の調査において、次に掲げる場合に該当するときは、調査委員会は、申請者が対象被害者又はその承継人
である旨の調査結果を会長に報告することができる。ただし、引き続き調査の上、異なる結果を報告することを妨
げない。

一 支給の申請に係る対象行為について、刑事事件により有罪の判決の言渡しがされた場合又は既にされている場
合

二 支給の申請に係る対象行為について、弁護士法第六十四条の六第一項（外国弁護士法律事務所取扱法第九十五条
において準用する場合を含む。）の規定による通知が発せられた場合又は既に発せられている場合（対象行為後
に法人の種類の変更があつた場合において、種類の変更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に関して相当
する規定による通知が発せられたとき、又は既に発せられているときを含む。）

三 対象行為をしたとされる者が、公判手続若しくは懲戒の手続において支給の申請に係る対象行為の事実を認め
た場合若しくは既に認めている場合又は調査委員会に対し支給の申請に係る対象行為の事実を認めた場合

四 支給の申請に係る対象行為について、懲戒処分公告及び公表等に関する規程（会規第六十号）又は弁護士・
外国法事務弁護士共同法人の懲戒処分公告及び公表等に関する規程（会規第九十九号）の定めるところにより事
前公表がされた場合又は既にされている場合（対象行為後に法人の種類の変更があつた場合において、種類の変
更後の弁護士法人又は外国法事務弁護士法人に関して相当する規定による事前公表がされたとき、又は既にされ
ているときを含む。）

五 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる場合として規則で定める場合

5 調査委員会は、前項各号に掲げる場合以外の場合は、調査の上、調査結果を会長に報告しなければならない。
(知れたる者への通知)

第六条 本会は、調査委員会が対象被害者又はその承継人となり得る者を発見した場合であつて、調査委員会が相当と認めるときは、速やかに、その者に対し、次に掲げる事項を通知する。

- 一 依頼者見舞金の支給に係る調査手続を開始した旨
- 二 対象行為をした者の氏名及びその者が対象行為をした当時所属していた共同法人の名称(第三条第一項第四号及び第五号に規定する場合にあつては、対象被害者が依頼者等としての関係を有していた共同法人の名称を記載することをもつて足りる。)

三 支給申請期間

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項第三号に掲げる支給申請期間は、前項の規定による通知を発する日の翌日から起算して九十日以上でなければならぬ。

(公告)

第七条 本会は、調査委員会が相当と認めるときは、速やかに、前条第一項各号に掲げる事項を規則で定めるものに掲載して公告する。この場合において、同項第三号に掲げる支給申請期間は、公告をする日の翌日から起算して九十日以上でなければならぬ。

(支給の決定等)

第八条 会長は、調査委員会から第五条第四項又は第五項の規定による報告を受けたときは、対象被害者又はその承継人の数、対象行為により失った財産の額、事案の性質、対象被害者又はその承継人の事情、本会の財政状況等を勘案して、依頼者見舞金を支給するか否か及び支給する場合は次に掲げる基準に従い支給額を決定する。

一 対象被害者が対象行為により失った財産の額が五百三十万円以下の場合の支給額は、対象被害者一人につき、当該額から三十万円を控除した額を上限とすること。

二 対象被害者が対象行為により失った財産の額が五百三十万円を超える場合の支給額は、対象被害者一人につき、五百万円を上限とすること。

三 対象被害者が複数ある場合の支給額の合計は、対象行為をした者一人につき、二千万円を上限とすること。

四 対象行為が共同して実行された場合、対象行為に共犯として加功した者がある場合その他対象行為に関与した弁護士が二人以上ある場合における前号の適用については、これらを一人とみなすこと。

五 一の年度における支給額の合計は、毎年度、理事会で定める額を上限とすること。

2 本会は、前項の規定による決定があつたときは、速やかに、申請者に対し、決定された事項を通知する。

(支給の実施)

第九条 本会は、前条第一項の規定による決定があつたときは、速やかに、依頼者見舞金を支給する。

2 依頼者見舞金の支給の申請をした対象被害者が前条第二項に規定する通知を発する前に死亡したときは、本会は、その者の承継人であつて、その事案に係る依頼者見舞金の支給前に本会に対して届出をしたものに対し、依頼者見舞金を支給する。この場合においては、第二条第三項の規定を準用する。

(調査委員会の組織、構成等)

第十条 調査委員会は、委員長及び委員二人をもつて組織する。

2 委員長及び委員は、弁護士の中から、会長が指名する。

3 前項の場合において、委員のうち一人は、対象行為をしたとされる者が対象行為をした当時所属していた弁護士会の会長又はその指名する弁護士(当該会長と同一の弁護士会に所属する者に限る。)でなければならない。ただし、会長は、相当と認めるときは、それらの者以外の弁護士を指名することができる。

4 委員長及び委員の任期は、第五条第二項の規定により調査委員会が担当する事案について、依頼者見舞金の支給手続が終了するまでとする。

5 委員長は、調査委員会の事務を総理する。

6 調査委員会は、担当する事案に係る対象行為に、他の調査委員会が担当する事案において対象行為をしたとされる者が関与していると思料されるときは、当該他の調査委員会と共同して調査を行うことができる。

(調査委員会の事務局)

第十一条 各調査委員会の庶務をつかさどらせるため、各調査委員会に共通の事務局を置く。

2 事務局員は、本会の職員(弁護士である職員を含む。)の中から、事務総長が指名する。

3 事務局に、事務局長を置く。

4 事務局長は、弁護士である事務局員の中から、会長が指名する。

5 事務局長は、事務局の事務を総理する。

(調査委員会の調査)

第十二条 調査委員会は、第五条第二項の調査その他の職務を行うため必要があると認めるときは、申請者、対象行

為をしたとされる者その他の関係人並びに官公署及び弁護士会その他の公私の団体に対し、報告及び文書その他の物件の提出の要求その他の調査を行うことができる。

2 委員長は、相当と認めるときは、規則で定める事務局員に前項の規定による調査をさせることができる。

3 弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び共同法人並びに弁護士会は、前二項の規定による調査に協力しなければならない。

(秘密保持義務)

第十三条 会長その他本会の役員、本会の職員並びに調査委員会の委員及び事務局員は、依頼者見舞金の支給の手續に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(懲戒の手續との關係)

第十四条 調査委員会による調査結果及び会長による依頼者見舞金の支給に關する決定は、弁護士会及び本会の懲戒の手續に影響を及ぼすものと解してはならない。

(規則への委任)

第十五条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

2 第八条第一項第五号の理事会で定める額は、依頼者見舞金制度に關する規程（会規第百三号）第八条第一項第五号の理事会で定める額と合算して一億円を超えない額を目安とする。

3 この規程は、依頼者見舞金制度に關する規程の施行状況についての検討及びその結果に基づき講じられる必要な措置を踏まえ、所要の検討を行うことができる。